

離婚届

令和 年 月 日 届出

大阪府東大阪市長 殿

受付時分 午前・午後 時 分

受理 令和 年 月 日 第 号

通知(送付) 令和 年 月 日 第 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(フリガナ) 夫 妻

氏 名 氏 名

生 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日

住 所 (住民登録をして) いるところ 番地 番 号 番地 番 号

本 籍 (外国人のときは) 国籍だけを書い てください 番地 番

父 母 及 び 養 父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください) 夫の父 母 続 き 柄 男 妻の父 母 続 き 柄 女 養父 養母 続 き 柄 養 子 養父 養母 続 き 柄 養 女

離 婚 の 種 別 ☐協議離婚 ☐調停 令和 年 月 日 成立 ☐調停 令和 年 月 日 成立 ☐審判 令和 年 月 日 確定 ☐和解 令和 年 月 日 成立 ☐請求の認諾 令和 年 月 日 認諾 ☐判決 令和 年 月 日 確定

婚 姻 前 の 氏 に も ど る 者 の 本 籍 ☐夫 は ☐もとの戸籍にもどる (フリガナ) ☐妻 は ☐新しい戸籍をつくる 筆頭者 の氏名 番地 番

未 成 年 の 子 の 氏 名 父母双方が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。 夫 ☐協議離婚で親権者の定めをした場合 ☐離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 妻 ☐離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記 入 の 注 意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。 1 台湾 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区) そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき→和解調書の謄本

親権者を定めるだけでは子供の戸籍は変わりません。子供が離婚後の母(父)の戸籍に入籍するためには家庭裁判所の許可を得て、家庭裁判所の許可書を添付して入籍届の届出をする必要があります。

新本籍地 住所 確認済

事 件 簿 番 号

連絡先電話 夫 (ー ー) 妻 (ー ー)

(6) 同 居 の 期 間 昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)

(8) 別 居 す る 前 の 住 所 番 地 番 号

(9) 別 居 す る 前 の 世 帯 の お も な 仕 事 と ☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけかいてください。)

夫 妻 の 職 業 夫の職業 妻の職業

そ の 他 ☐ 同日戸籍法77条の2の届出 ☐ 新本籍の表示は街区符号による

届 出 人 署 名 (※押印は任意) 夫 妻

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署 名 (※押印は任意) 印 印 生 年 月 日 昭和 平成 年 月 日 昭和 平成 年 月 日

住 所 番地 番 号 番地 番 号 方書 方書

本 籍 番地 番 番地 番

戸籍の筆頭者でない配偶者は、もとの戸籍にもどるか新しい戸籍をつくるか、どちらかを選択してください。婚姻中の氏を離婚後も称する場合は、離婚届の他に「離婚の際に称していた氏を称する届」を別途ご記入ください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について ☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について ☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について ☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

使 者 住 所 氏 名 確 認 免 他 (マ ・ 無)

K007-202605-15000